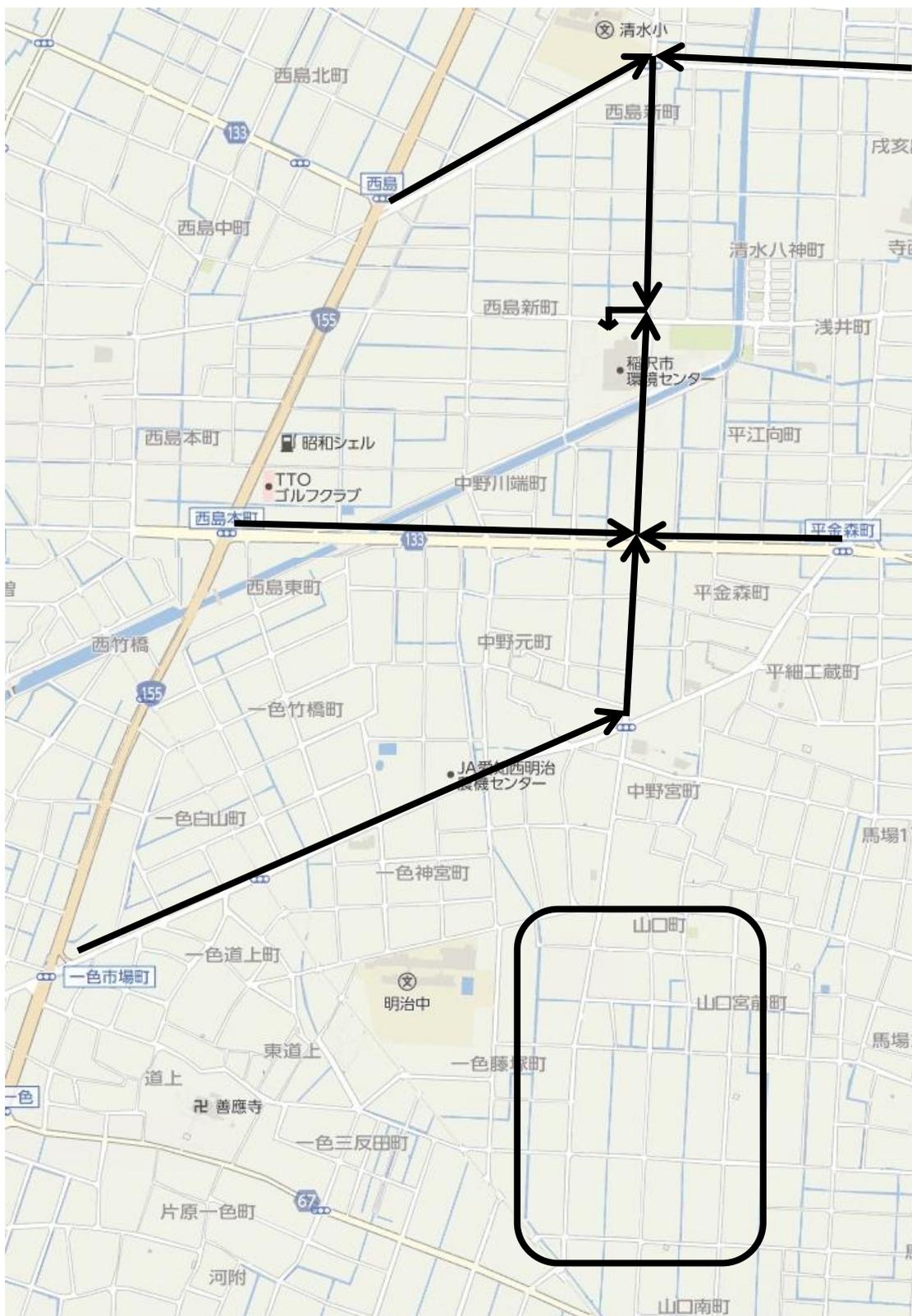


## 稲沢市環境センター搬入時における留意事項

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項、同法法律施行令第2条に規定する産業廃棄物は、搬入することはできません。よって、搬入できるごみは、生ごみ、草類など可燃ごみです。事業活動に伴って発生する金属類、プラスチック類(ビニール類)、不燃物は産業廃棄物に該当しますので、搬入することはできません。
2. 搬入日時は厳守すること。特に、受付時間前に長時間待機及び停止しないこと。
3. 構内走行は、時速10km以下で徐行し安全に努めること。
4. 車両積載量を厳守すること。積載量を過剰した場合は、その場で、搬入を拒否いたします。確認のため、搬入依頼票の右側に搬入車両の車検証の積載量、総重量、車番号、運転手氏名を明記すること。
5. 収集運搬車は、一般廃棄物が飛散及び流出がないこと。また、悪臭が漏れないこと。
6. 許可申請者は、従業員に廃棄物及び道交法等関係法規の社内教育を実施すること。
7. 収集運搬車両は常に適切に点検・整備し、生活環境の保全に努めること。
8. 許可申請書に記載した車両以外の車両を使用しないこと。変更等がある場合は、速やかに届けること。
9. 搬入依頼票の搬入者である許可申請者は、右上に住所及び社名を明記し、申請者として、記載内容に責任をもつこと。
10. 搬入依頼票の内容に変更が生じた場合は、届けると共に最新の内容にすること。
11. ごみ処理手数料は、指定された期日までに、納入すること。未納の場合、翌月から搬入を停止する場合がある。
12. 指定された排出事業者以外は収集しないこと。変更がある場合は、あらかじめ届けること。(市外の廃棄物の搬入は論外である。)
13. 引越しごみ等一般家庭の廃棄物の収集運搬を受託した場合、届けると共に、搬入依頼票に明記し、分別して搬入すること。
14. 事務所には、常勤の従業員を配置するか、常に連絡のとれる体制をとること。
15. 事業系一般廃棄物の分別を徹底し、資源化処理をし、ごみ減量化をすること。
16. 可燃物、不燃物、粗大等分別し、混載しないこと。
17. 処理困難物及び感染性廃棄物を搬入しないこと。
18. 著しく油分及び水分の多いものは搬入しないこと。
19. プラットホーム内での無用なエンジンの空ふかしはしないこと。
20. ごみ投入時において、車両をバックさせるときは、安全に留意し、ピット内クレーン及びプラットホーム内搬入車両との事故がないよう安全に気を配ること。
21. ごみ投入後において、ごみが飛散した場合は、清掃すること。
22. ピット内へ墜落しないよう気をつけること。投入口付近で作業する場合は、安全帯を着用する等安全に作業をすること。
23. 場内において、器物を破損した場合は、届出のうえ、責任をもって早々に修繕すること。
24. トラックスケールには最徐行して進入し、急なブレーキで停止しないこと。

※ 上記に違反した場合は、程度により搬入停止等処分を実施します。



環境センターの搬入路について

- ①市営西島住宅の東西道路は通行しないでください。
- ②国道155号線から、環境センター北入口への道路は通行しないでください。  
(道路下に用水路パイプラインが埋設しており、車両振動による劣化を防ぐため)
- ③枠囲み区間の農道は通行しないでください。